

わが国の金融システム改革と 法制整備の概観⁽¹⁾

木 下 正 俊

はじめに

I. 金融の機能と法

1. 金融の仕組みと機能
2. わが国の金融システム改革の経緯

II. 金融の効率化・高度化を推進する改革

1. 「日本版ビッグバン」および「ビッグバン後のビッグバン」の概要
2. 「新しい金融の流れ」としての「市場型間接金融」と法制整備

III. 金融の融合化を推進する改革

1. 業態別子会社方式の導入
2. 金融持株会社の解禁
3. 業態間の仲介・代理等の拡大

IV. 金融の安定を確保する改革

1. 金融危機の発生と対応
2. セーフティ・ネットの整備
3. 金融機関の健全性確保のための規制・監督
4. バブル融資と銀行取締役の責任
5. 銀行の守秘義務と情報開示
6. 金融取引と利用者保護
7. ノンバンク市場の改革

はじめに

わが国の金融についてはここ四半世紀余に亘り極めて大きな改革が相次い

(1) 本稿は、平成23～26年度学術研究助成基金助成(基盤研究(C))による研究成果の一部である。研究成果全体は、『わが国の金融システム改革と法制整備』と題して本年3月末に広島大学出版会から刊行される予定であり、本稿はその序章として全体を概観した部分を若干補整したものである。

で行われ、金融機能の向上が目指されてきた。金融システムという言葉を金融制度（金融に関する規制やルールの体系）のもとで発揮される金融機能の集合体と捉えるならば⁽²⁾、わが国が金融機能の向上を目指して取り組んできた金融システムの改革は、①金融の効率化と高度化、②金融の融合化、③金融の安定化、の3つの側面から捉えることができる。

第一の側面については、戦中にその淵源を有するわが国の金融制度が1980年代半ば以降のいわゆる「金融自由化・国際化」を経た後、1990年代後半に開始された「日本版ビッグバン」およびそれに続くいわば「ビッグバン後のビッグバン」により、抜本的な規制緩和・撤廃が行われてきた。これにより、わが国の金融は、戦後長年に亘って形成され維持されてきた伝統的なものから新しい流れへと大きく舵が切られ、それを推進する法整備が進められた。

第二の側面は、上記第一の側面と基本的に重なり合い、それを別の観点から捉えたものであるが、新しい金融の流れを作り出す金融機関やその提供する金融商品・サービスは（効率化・高度化しつつ）融合化する形で進行しており、そのための法整備が行われた。

第三の側面は、上記第一の側面と表裏の関係にあるが、「日本版ビッグバン」と時期を同じくして進行した金融危機の経験を踏まえて、金融の安定を確保するための様々な法整備が行われた。

これらの改革の内容については、Ⅱ．以下で順次概観することとして、Ⅰ．では、その前提として、①金融の仕組みと機能、②「日本版ビッグバン」に

(2) 代表的なシステムであるコンピュータ・システム（データのインプット、加工処理、アウトプットを基本的な仕組みとする）になぞらえるならば、金融システムは、主体（金融機関および利用者）が客体（金融商品・サービス）を対象にグラウンド（金融市場）においてインプット（売買、貸借その他の取引行為）を行い、加工処理（諸手続）を経て、アウトプット（資金調達・運用、決済等の成果）を得る仕組みと捉えることができ、上記の主体、客体、グラウンドを規定する金融制度を改革しつつ、加工処理を経たアウトプットのパフォーマンスを高める取組みが金融システム改革であると理解することができるのではないかと考えられる。

至るわが国の金融システム改革の経緯について、簡単に整理しておく。なお、金融システム改革に関する主な出来事や立法等については末尾に掲載した年表(図表2)を参照されたい。

I. 金融の機能と法

1. 金融の仕組みと機能

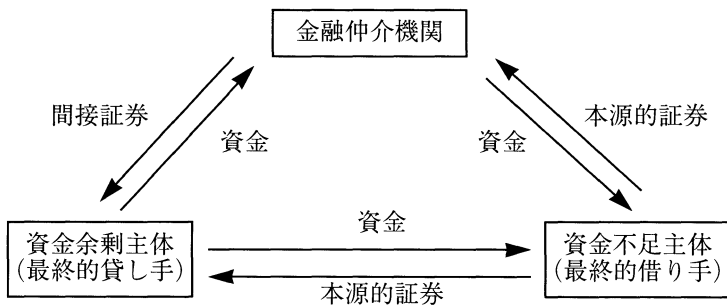
金融(ないし金融取引)とは、資金余剰主体(最終的貸し手)と資金不足主体(最終的借り手)との間で行われる資金の貸借である。すなわち、余剰資金を有する主体が資金不足の主体に資金を提供し、約束された期間の後に一定の収益を加えた金銭の返還を受ける取引であり、いわば現在の購買力と将来の購買力とを交換する取引であると言える。こうした金融取引により、それがない場合に比べ、資金余剰主体は、余剰資金を現金で保蔵するだけでなく、収益を生む資産を保有することが可能となる一方、資金不足主体は、必要な資金を調達し、積極的な投資活動を行うことが可能となり、国民経済の発展に資することとなる。

このような機能を有する金融の方式には、大別して「直接金融」と「間接金融」の2つがある(図表1)。直接金融は、資金不足主体が発行する株式、債券等の「本源的証券」を資金余剰主体が直接購入することにより、資金余剰主体から資金不足主体に資金が直接提供される金融の方式である。これに対し間接金融は、資金不足主体が発行する「本源的証券」をいったん銀行等の金融仲介機関が取得したうえで、これら金融仲介機関が発行する預金等の「間接証券」を資金余剰主体が取得することにより、資金余剰主体から資金不足主体に資金が間接的に提供される金融の方式である。

わが国では、戦後一貫して間接金融方式による資金の流れが圧倒的に大きなウェイトを占めてきたが、近年、直接金融のウェイトがわずかながら高まるとともに、間接金融の中でも、従来の銀行対企業、銀行対預金者といった、

いわば「相対取引」によるものから、「市場取引」を通じるものへと、少しずつシフトが進んでいる。このような「市場型間接金融」と称される金融方式は、伝統的な「相対型間接金融」に比べ、①取引価格（金利）が市場での評価を経て決定されること、②資金の借り手のリスクが市場での取引参加者により幅広く負担されること、等の特性を有している。一方、「相対型間接金融」は、借り手のリスクを専ら銀行等の金融仲介機関が負担するものであり、このため、1980年代後半から90年代初めにかけてのバブル経済とその崩壊の影響から、1990年代末にかけて多くの銀行等が多額の不良債権を抱えて倒産するところとなった。こうした経験も踏まえ、政策的にも各種の立法により「市場型間接金融」の促進が図られてきた。

（図表1）金融の方式



2. わが国の金融システム改革の経緯

わが国の金融制度は、第二次世界大戦中から戦後にかけて形成された。それは、①銀行、証券会社、保険会社等の様々な金融機関の分業体制、②金利規制・業務分野規制等の競争制限的な規制、によって特徴づけられるものであった。このような金融制度は、人為的な低利での資金を政策的に重視する産業分野に重点的に供給することを可能とし、わが国の戦後経済復興およびその後の高度成長に大きく貢献したが、わが国経済が低成長に移行した1970

年代半以降は資金配分の非効率等の弊害が目立つようになり、預金金利規制の緩和を中心に自由化が進められることとなった。この流れは1980年代半ばの日米円ドル委員会⁽³⁾を契機に本格化することとなり、金融の自由化を段階的・漸進的に進めるとの政府の方針⁽⁴⁾のもとに実行に移されたが、その直後にバブル経済に突入することとなった。バブル経済のもとで金融自由化論議が停滞したことに加え、民間預金とは別のプロセスで金利が決定される巨大な郵便貯金の存在もあって、預金金利の自由化は、1985年10月の自由金利大口定期預金の導入から1994年10月の流動性預金金利の完全自由化(当座預金を除く)までに10年の長期を要することとなった。

また、民間金融機関における銀行・証券分離、銀行・信託分離、長短分離等のいわゆる業務分野規制についても、その緩和への着手は、バブル崩壊後の1993年4月施行の金融制度改革法(「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」)による業態別子会社方式での相互参入の解禁を待たねばならなかった。しかもその解禁後しばらくの間、各業態の中核業務は参入の対象外とされた。

1980年代後半から90年代初頭にかけてのバブル経済の拡大とその後の崩壊の中で、わが国の金融分野のイノベーションは停滞し、米英等先進国との

(3) 正式名称は、「日米共同(大蔵省・財務省)円・ドル・レート、金融・資本市場問題特別会合」。以下、「日米円ドル委員会」と略称する。同委員会は、当時のわが国の対米経常収支黒字とその原因とされた円安ドル高の是正をテーマとして1984年2月に設置されたが、円安の背景には円資産の魅力を減殺している日本市場の閉鎖性や不自由性という事情があるとの米国の見解に沿って、テーマの重点は、円市場の自由化・国際化に移ることとなり、同年5月、①ユーロ円市場の拡充、②日本の金融・資本市場の自由化、③外国金融機関の日本市場への参入、の3点を柱とし、具体的な実施スケジュールを定めた報告書を取りまとめ公表した。

(4) 大蔵省(当時)は、日米円ドル委員会報告書と同時に公表した文書「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」の中で、「金融の自由化は、わが国の金融制度・金融慣行等の有する長い歴史と伝統あるいは日本の土壌を踏まえつつ、漸進的に対応していくことが必要である。」とのスタンスを表明した。

競争に大きく立ち遅れることとなった。

Ⅱ．金融の効率化・高度化を推進する改革

こうしたわが国金融市場の国際競争力の低下とそれに伴う国内市場の空洞化に対する深刻な危機感を背景に、いわば待ったなしの抜本改革として1996年に提起されたのが「日本版ビッグバン」構想であった。以下、「日本版ビッグバン」とそれに続く「ビッグバン後のビッグバン」の概要を確認し、そのもとで21世紀の新しい金融の流れを生み出す仕組みとして強調された「市場型間接金融」を推進する法整備等について概観する。

1. 「日本版ビッグバン」および「ビッグバン後のビッグバン」の概要

(1) 日本版ビッグバン

1996年11月、当時の第二次橋本内閣は、日本版ビッグバン構想を打ち出した。それは、フリー、フェア、グローバルの3原則を理念に、わが国の金融市場を、市場原理が働く自由な市場（フリー）、公正かつ透明で信頼できる市場（フェア）、国際的で時代を先取りする市場（グローバル）へと改革し、5年後の2001年までにニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場として復活させることを目標とするものであった。

同構想は、当時の金融制度調査会や証券取引審議会等によるいわゆる「ビッグバン答申」を経て金融システム改革法（「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」、1998年12月施行）として結実した。同法は、銀行法、証券取引法、保険業法、信託業法等24にのぼる金融関連法の枠組みを維持したまま、それらを一括して横断的に改正するものであった。その主な内容は、金融の様々な分野で残存していた参入、業務、価格等に関する多くの規制を撤廃するほか、新しい金融商品・サービスの解禁、市場の整備、利用者保護等に至るまで、きわめて多岐に亘る自由化とそれを支える新たな

ルールの整備を行うものであった。同法は、日本版ビッグバンのフロントランナーと位置づけられた外国為替管理法改正(1998年4月施行:有事の際を除き外国為替・資本取引を全面的に自由化)および独占禁止法改正(1997年12月施行:純粹持株会社を解禁)と一体となって、わが国の内外金融取引および金融組織の変革をもたらした。

また、上記のビッグバン答申は、今後の課題として、「日本版金融サービス法」すなわち、「幅広い金融サービスに対して整合的な規制を行う新しい法的な枠組み」(金融制度調査会)、「すべての市場参加者に横断的なルールを適用する新たな立法」(証券取引審議会)の必要性を指摘した。

なお、日本版ビッグバンは、積年の懸案であった公的金融の問題を対象とすることはなく、また、その実施と軌を一にして深刻化した金融危機およびデフレの進行等により、2001年までにわが国金融市場を復活させるという目標は達成されなかった。

(2) ビッグバン後のビッグバン

日本版ビッグバンの課題とされた日本版金融サービス法の制定および、日本版ビッグバンの対象とはされなかった公的金融改革については、いわば「ビッグバン後のビッグバン」⁽⁵⁾として、取り組まれることとなった。

このうち、日本版金融サービス法については、日本版ビッグバン計画の策

(5) 蛸山昌一氏(元高岡短期大学長、新しい金融の流れに関する懇談会座長、金融審議会第一部会会長、2003年6月逝去)は、後述の懇談会「論点整理」[1998]の背景説明として「ビッグ・バン後のビッグ・バン」と題する論稿を著し、その中で、「今次の金融システム改革は正確には第1次ビッグ・バンというべきである。これを礎石として第2次ビッグ・バンに取り組まなければならないのである。」「今次ビッグ・バンの後には、真の意味で新しい「金融システム総合法」の創設という大事業(それこそビッグ・バン)が控えているのである。」と述べている。この指摘に倣い、以下、わが国の金融システム改革を、当初の「日本版ビッグバン」とそれに続く「ビッグバン後のビッグバン」に分けて捉えることとする。

定直後から「ビッグバン後のビッグバン」の主要テーマとして、「新しい金融の流れに関する懇談会」⁽⁶⁾および金融審議会⁽⁷⁾において検討が重ねられ、2000年にその「第一歩」として資産流動化法等⁽⁸⁾が制定されたのに続き、2006年末にいわば「第二歩」とも称すべき金融商品取引法（証券取引法の抜本改正）等が制定されるに至った。

また、公的金融改革についても、2007年10月に郵政事業の民営化⁽⁹⁾が実現したほか、2008年10月には政府系金融機関の統廃合等⁽¹⁰⁾が実施されるなど、一定の前進が見られた。ただ、こうした郵政民営化および政府系金融機関の統廃合については、2009年8月の総選挙に勝利した民主党政権のもとで自民党等との共同による見直しが行われ⁽¹¹⁾、その後2012年12月に政権に復帰した自民・公明連立政権のもとでもその方向が維持されている。

(6) 金融をめぐる諸問題に関係する13の省庁等の「共同研究会」という位置づけのもとに、1997年7月以降、計16回に亘って開催された（座長は嶺山昌一高岡短期大学長）。

(7) 1998年6月にそれまで大蔵大臣の諮問機関として設置されていた金融制度調査会、証券取引審議会、外為審議会等金融に関連する5つの審議会が統合され、内閣総理大臣の諮問機関として新たに設置された。

(8) 2000年に制定された資産流動化法、投資信託・投資法人法、金融商品販売法の3法は「日本版金融サービス法の第一歩」（1999年11月金融審議会第一部会「中間整理（第二次）」）と位置づけられた。

(9) 小泉内閣は、2004年9月に郵政民営化の基本方針を閣議決定し、2005年4月に法案を国会に提出、7月に衆議院を僅差で通過したものの、8月に参議院で否決され、いったんは廃案となった。しかし、その直後の衆議院解散・総選挙で大勝した小泉内閣は、法案を国会に再度提出し、今度は衆参両院において大差で可決され成立した。郵政民営化法は、①2007年10月1日に持株会社を設立し、その下に郵便事業会社、郵便局会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社の4つの事業会社を置くこと、②2017年9月末までに持株会社に対する政府の出資比率を引き下げる（ただし3分の1以上維持）、③持株会社が保有する郵便貯金銀行と郵便保険会社の株式は2017年9月末までに完全に売却すること、等を主な内容としており、その施行により、2007年10月1日に持株会社である日本郵政株式会社が発足し、新しい体制に移行した。

このように、わが国の金融システム改革は、日本版ビッグバンにより一大エポックが画されたのに続き、「ビッグバン後のビッグバン」も、公的金融改革の一部揺り戻しはみられるものの、総じて進展してきたと言ってよい。

(3) 新しい金融の流れ

この間、日本版ビッグバンおよび「ビッグバン後のビッグバン」により目指すこととされた21世紀のわが国の新しい金融の姿について、新しい金融の流れに関する懇談会が1998年6月に取りまとめた「論点整理」および2002年9月の金融審議会答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来

- (10) 小泉内閣は、2005年12月、概略次のような政策金融改革を行い2008年度から新体制に移行する旨を閣議決定し、2006年6月にはこれらの内容を盛り込んだ行政改革推進法を成立させた。すなわち、①政府系金融を3つの機能(i 中小零細企業・個人の資金調達支援, ii 国策上重要な海外資源確保, 国際競争力確保に必要な金融, iii 円借款)に限定すること, ②2008年度中に貸出残高(約90兆円)の対GDP比率の半減を実現すること, ③8つの政府系金融機関について, i 日本政策投資銀行と商工組合中央金庫の民営化, ii 公営企業金融公庫の廃止, iii 国民生活金融公庫, 中小企業金融公庫, 農林漁業金融公庫, 沖縄振興開発金融公庫, 国際協力銀行の1機関への統合, 等が改革の骨子となっている。

その後、政策金融改革関連法(株式会社日本政策金融公庫法, 等)が成立、公布(2007年5月25日)され、2008年10月1日から新体制に移行した。

- (11) 郵政民営化について民主党政権は、郵政民営化法改正法案を自民党、公明党と共同で国会に提出し2012年4月27日に成立させた(2012年10月1日施行)。その主な内容は、①郵便事業会社と郵便局会社を統合(日本郵便株式会社と改称)すること, ②政府が保有する日本郵政株式会社株式をできる限り早期に処分すること(ただし3分の1超保有), ③日本郵政株式会社が保有する金融2社(郵便貯金銀行, 郵便保険会社)の株式の全部処分を目指すこと, ④日本郵政株式会社が金融2社の株式の2分の1以上を処分した後は、届出制により新規業務を認めること, 等である。また、これに合わせて、日本政策金融公庫から国際協力銀行が分離された。このように、郵政民営化、公的金融改革は、当初の姿に比べ若干の後退は否めず、この点も含め、公的金融が民間金融の補完に徹することになるのかどうか、今後の動向を注視していく必要がある。

ビジョン」は概略以下のように指摘している。これら2つの報告書がともに強調しているのは、「市場型間接金融」の重要性である。

新しい金融の流れに関する懇談会「論点整理」

- ①銀行・保険等による間接金融に偏重した金融仲介チャネルを多様化し、預貯金のようなローリスク・ローリターン金融商品だけでなく、多様なリスク・リターンを持つ金融商品が幅広く厚みを持って提供されること、
- ②とりわけ、「広範な利用者によるマイルドなリスクテイク」という点では、投資者の資金をプールしてファンドを作ることで、分散投資のメリットを享受しつつ、各種の金融のエキスパートが、それぞれ責任を持って運用・管理を行う形態である、いわゆる「集団投資スキーム」が金融仲介チャネルとして重要な役割を果たすことにより、経済社会全体として利用者の多様なニーズに対応した円滑な資金の調達と運用が図られること、
- ③様々な資産に運用される「集団投資スキーム」に係る受益権・持分権および資産担保型証券といった金融商品が、その他の様々な金融商品（預貯金、保険商品、株式、債券、デリバティブ、これらの複合商品等）とともに、幅広い選択肢として利用者に提供され、これらの商品の取扱いに係るサービスが効率的かつ公正に行われること、が重要である。

金融審議会答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」

- ①わが国の金融システムは、長い間、主として貸出先企業との長期的なリレーションシップを前提とする「産業金融モデル」により担われてきたが、経済がキャッチアップ段階を終了し、どのようなプロジェクトや企業が資金供給に値するのかわからず、人々によって判断が異なるという状況になれば、価格メカニズムが機能する市場を通ずる資金仲介である「市場金融モデル」の役割が重要になる。
- ②わが国の金融システムを、「産業金融モデル」も存続するが、「市場金融モ

デル」の役割がより重要になるという意味で、市場機能を中核とする「複線の金融システム」へと再構築することが必要である。

③情報技術の革新により市場における取引はより高度で複雑なものとなっているため、市場と個人の間で専門的なリスク管理サービスが入り、リスクが専門家の手によって適切に管理された形で個人に配分され、同時に個人が相応のリターンを享受するという仕組みが有効であり、また、企業と市場の間についても、円滑に資金が流れるよう、貸出債権の売却や証券化等について情報を提供するなど専門的なサービスが介在していくことが有効である。

④専門的なリスク管理サービスを伴う個人と市場、市場と企業をつなぐ資金仲介は、伝統的な銀行を通じる間接金融と区別して「市場型間接金融」と呼ばれており、「複線の金融システム」においては、こうした役割を担う機関投資家をはじめとする多様な金融仲介機関に対する期待が高まるものと考えられる。

2. 「新しい金融の流れ」としての「市場型間接金融」と法制整備

上述のように、21世紀におけるわが国の新しい金融の流れとして「市場型間接金融」の重要性が強調されることとなり、1990年代後半以降、これを促進するための法律が順次整備された。ここではその概略を整理しておく。

前記の新しい金融の流れに関する懇談会による整理のように、「市場型間接金融」の中核をなすものに「集団投資スキーム」があり、これはさらに「資産運用型スキーム」と「資産流動化型スキーム」とに分けられる⁽¹²⁾。このほかに、伝統的な「間接金融」の代表である銀行融資の市場化も「市場型間接金融」の一角をなすものと考えられる。

(1) 資産運用型スキーム

第一に、集団投資スキームのうち資産運用型スキームは、金融専門業者が多数の投資者から資金を集め、それを投資ビークルのもとにひとつのプール

として組成し様々な資産に運用してその収益を投資者に分配するものである。同スキームに関しては運用対象資産や投資ビークルの組成に関する規制を中心に様々な立法が行われてきた。古くは1951年の証券投資信託法の制定にまでさかのぼるが、近年では運用対象資産に応じて、1992年商品ファンド法（「商品投資に係る事業の規制に関する法律」）、1995年不動産ファンド法（「不動産特定共同事業法」）が制定されたほか、上記の証券投資信託法についても、1998年に投資法人制度の導入等、2000年には運用対象資産の制限の大幅緩和（不動産投資信託の解禁）等の改正が行われた。また、投資ビークルの組成の合理化・簡便化の観点から、2004年の投資事業有限責任組合法の改正や2005年の有限責任事業組合契約法の制定も行われた。さらに2006年の証券取引法の抜本改正による金融商品取引法の制定においては、ファンドへの出資者の保護等を中心とする諸規定の整備が行われた。

（2）資産流動化型スキーム

第二に、資産流動化型スキームは、金融専門業者が資金調達ニーズのある企業等が保有する特定の資産等が生み出すキャッシュフローを裏付けとする金融商品を組成し、それを多数の投資者に販売することにより資金を調達する仕組みである。同スキームに関しては、わが国で初めて本格的に資産流動化を促進し、かつ規整する法律として1992年に特定債権法（「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」）が制定されたのに続き、1998年にSPC法

(12) 金融審議会第一部会「中間整理（第一次）」（1999年7月）は、次のように整理している。

「集団投資スキームとは、仕組み行為者（スポンサー）が主として多数の投資者の資金をプールし、各種の資産に投資・運用する仕組み、または特定の資産から生じるキャッシュフローを専門家たるアレンジャー等が組み替えて、主として多数の投資者に証券等を販売することにより資金調達する仕組みである。前者は「資産運用型」（例：証券投資信託、商品ファンド等）、後者は「資産流動化型」（例：SPC法や特定債権法による証券化商品等）に分類することができる。」

(「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」)の制定、2000年には同法の抜本改正による資産流動化法の制定が行われた。この間、資産流動化を支援する特別法として、1998年に債権譲渡特例法(「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」)、2005年に改正され動産債権譲渡特例法となった)、1999年にサービサー法(「債権管理回収業に関する特別措置法」、2002年改正)がそれぞれ制定されたほか、2004年には資産流動化を含む集団投資スキーム全般にも関連するものとして信託業法の改正が行われた。さらに、2006年には信託法が約80年ぶりに改正(これに伴い信託業法も再改正)され、自己信託、責任限定信託、目的信託、事業信託等の新たな信託の仕組みが導入されたことにより資産流動化型スキームの発展の可能性は大きく広がった。

(3) 融資の市場化(シンジケート・ローン市場等の発展)

第三に、融資の市場化は、従来の伝統的な銀行融資の弱点を克服するイノベーションとして開発され発展してきた。すなわち、伝統的な銀行融資は特定の銀行と企業等との相対取引であり、バブル期における不動産担保に偏重した融資の推進と相まってバブル崩壊後の不良債権問題をもたらしたが、この深刻な経験を踏まえ、銀行融資のリスク分散を図ろうとするのが融資の市場化である。その代表的なものがシンジケート・ローンであり、代表銀行が多数の銀行の参加を募り、融資条件の摺合せを行ったうえで同一条件で特定の企業等に融資を行うものである。シンジケート・ローンの参加銀行は自らの融資債権を市場で売却しリスクを移転することも可能とされ、融資債権の流通市場が拡大しつつある。シンジケート・ローンの開発と市場の拡大には、関係金融機関等により2001年1月に設立された日本ローン債権市場協会(JSLA)による標準的契約書作成等の活動が大きく貢献している。

なお、融資の「市場化」とは言えないものの、伝統的な銀行融資のイノベーションとしてABL、すなわち動産や売掛債権等を担保とする融資も中小

企業向けを中心に促進されている。

上記の銀行融資のイノベーションの重要な要素が貸付債権の譲渡による融資リスクの市場での移転にあるほか、売掛債権や動産の担保化でもあることから、これらを支える法的インフラとしては、前記の資産流動化型スキームを促進するものとして掲げた資産流動化法、動産債権譲渡特例法等が該当することになる。

Ⅲ. 金融の融合化を推進する改革

I. およびII. で概観したように、わが国の金融制度を形作ってきた競争制限的な規制が順次緩和・撤廃され、新しい金融の流れが促進されてきた。これと表裏一体のものとして、新しい金融商品やサービスを提供する金融機関の分業体制にも変革が加えられてきた。銀行、証券会社、保険会社等の業態間の再編と融合化の促進がそれである。以下、①業態別子会社方式、②金融持株会社方式、③仲介・代理方式、による業態間の相互参入の解禁と促進について概観する。

1. 業態別子会社方式の導入

わが国の金融機関については、戦後長年に亘って厳格な業務分野規制による分業体制がとられてきた。すなわち、民間の金融機関においては、銀行（預金取扱金融機関）、証券会社、保険会社が、それぞれを規制する業法に定められた固有業務に専念する体制がとられた（さらに、これらの民間金融機関とは別に、巨大な公的金融機関も形成された）。こうした業態間の垣根を低くし、子会社による相互参入を認めたのが、1992年の金融制度改革法（「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」、1993年4月施行）である。同法により銀行法および証券取引法が改正され、他業態による銀行子会社および証券子会社の設立が可能となったほか、

保険子会社についても、後年の保険業法改正により可能となった。その際、親子会社間での不適正な取引を防止するため、ファイアー・ウォールと称される様々な弊害防止措置が設けられた。なお、業態別子会社の解禁当初は、銀行の証券子会社、保険子会社を中心に、その行いうる業務には厳しい制限（証券業務および保険業務のうち中核部分の取扱い禁止）が加えられたが、その後の日本版ビッグバンによる1998年金融システム改革法の制定により、業態別子会社の業務制限は撤廃されることとなった。これにより、銀行、証券会社、保険会社は、それぞれ他の業態の業務を行う子会社を作ることによりグループ全体として多様な金融商品やサービスを提供することが可能となった。

2. 金融持株会社の解禁

1997年に独占禁止法9条が改正され、純粹持株会社の設立が解禁された。これを受けて、1998年に金融持株会社整備法（「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」）が制定（同年3月施行）され、銀行、証券会社、保険会社による持株会社の設立が解禁された。

これにより大手銀行を中心に、持株会社のもとに、子会社として銀行、証券会社、保険会社、信託会社、ノンバンク等を擁し、グループ全体として多様な金融商品・サービスを提供する体制が整えられることとなった。なお、大手銀行では、2000年9月にみずほフィナンシャル・グループ（FG）が設立されたのを皮切りに、三井住友FG、三菱UFJ・FGの3グループを中心に再編されることとなった。

なお、銀行を子会社として擁する銀行持株会社については、銀行による一般の事業会社に対する過度の支配を防ぐため、銀行持株会社とその子会社はグループ全体として一般事業会社の議決権を15%を超えて取得・保有することができないこととされた（「合算15%ルール」）。

3. 業態間の仲介・代理等の拡大

上述のような業態別子会社や持株会社という方式による他業態の金融業務への参入とは別に、1998年の金融システム改革法により、銀行、証券会社、保険会社の本体で他業態が組成した金融商品を販売することが解禁されたほか、他業態の業務の仲介や代理という形での業務範囲の拡大（いわゆる「ワンストップ・サービス」）や、一般事業会社による金融業務の仲介や代理も認められ、顧客の利便性向上のための規制緩和が一段と進められた。その主要なものは以下のとおりである。

第一に、銀行および保険会社による投資信託商品の販売が解禁された。これにより投資信託商品の販売ルートのうち銀行によるものが約半分を占めるに至っている。

第二に、証券会社および銀行による保険商品の販売が解禁された。このうち銀行による販売については、対象商品が当初は限定されていたが、2007年末に全面解禁された。

第三に、2004年に証券取引法が改正され、有価証券の売買の媒介等の証券仲介業が個人や一般事業会社のほか銀行等の金融機関にも解禁された。

第四に、2004年の信託業法改正により信託契約代理店制度が創設され、法人・個人を問わず内閣総理大臣への登録により信託契約締結の媒介および代理を営業として行うことができるようになった。

第五に、2005年の銀行法改正により銀行代理業制度が創設され、一般事業会社が許可を得て銀行取引契約の締結の代理または媒介を営業として行うことができるようになった。

IV. 金融の安定を確保する改革

本節では、わが国の金融システム改革の第三の側面である金融の安定を確保する法制整備について概観する。

わが国は、前記Ⅱ. で概観した日本版ビッグバンと時を同じくして深刻な金融危機を経験した。すなわち、1980年代後半に発生し90年代初に崩壊したバブル経済は、金融機関に不良債権問題という大きな爪痕を残し、それが原因となって多くの金融機関が倒産した。こうした事態に対処するため、臨時非常の措置として様々な緊急立法が行われるとともに、金融機関の健全性確保のための各種規制・監督体制が整備されたほか、その後、平時における金融危機予防策としての法整備も行われた。さらに、2008年のリーマン・ショックを契機とする世界的金融危機の発生を踏まえ、わが国でもいわゆる「市場型金融危機」に備えるための法整備が進められた。

このほかにも、金融機能の安定化に資する取組みとして、①いわゆるバブル融資に関与した銀行取締役の責任追及に関する法整備と判例法理の形成、②銀行守秘義務と情報開示に関する判例法理の形成、③金融取引における利用者保護のための法整備と判例法理の形成、④ノンバンク市場の改革、も進められた。

以下、順次概観する。

1. 金融危機の発生と対応

わが国では、戦後長年に亘り、いわゆる「護送船団方式」の下で金融機関の倒産は基本的に回避されてきた。しかし、バブル経済の崩壊の影響が本格化し始めた1990年代半ばに東京の2つの信用組合（東京協和信用組合、安全信用組合）の経営が行詰まった際には、それまでの護送船団方式のもとで行われてきた、当該金融機関と関係の深い有力銀行等による救済を金融当局が促すというやり方はもはや不可能となった。このため、これら2信用組合については、民間金融機関および日本銀行の出資により受皿金融機関（東京共同銀行）が作られ、これに預金保険機構が資金援助を行い事業譲渡することにより預金の全額保護が図られた。これを皮切りとして、経営破綻に陥る金融機関は、信用組合から信用金庫、地方銀行へと広がり、そのつど受皿金

融機関を作り、預金保険機構からの資金援助を受けて事業譲渡を行う方式が一般的となった。その後、経営破綻に至る金融機関は、都市銀行、証券会社、保険会社へと広がった。とくに1997年末の北海道拓殖銀行、山一証券、1998年末の日本長期信用銀行、日本債券信用銀行といった大型倒産が頻発するに及び、金融恐慌寸前の様相を呈すに至った。

このように1990年代後半以降において銀行等の預金取扱金融機関の経営破綻が頻発する中で、それまでの預金保険法による対応が困難になったことから、主要なものだけでも以下のような多くの緊急立法が行われた。

すなわち、1996年6月の預金保険法改正（ペイオフ・コスト超の特別資金援助制度導入等）、金融機関更生手続特例法（信用組合等に対する会社更生手続の適用等）、金融機関経営健全性確保法（早期是正措置の導入等）、1998年2月の預金保険法改正（預金保険機構の財務基盤強化等）、金融機能安定化緊急措置法（金融機関に対する公的資金投入等）、同年10月の預金保険法改正（整理回収機構の創設等）、金融再生法（特別公的管理制度の創設等）、金融機能早期健全化法（金融機関に対する公的資金投入等）、等の制定ないし改正が相次いで行われた。これらは、いずれも時限立法であり、金融機関の破綻という、いわば火災が小火から猛火へと拡大するのに対応して、それに見合う消火装置を急造し鎮火させようとするものであったと指摘することができる。

2. セーフティ・ネットの整備

上記のような緊急立法により大規模金融機関の破綻処理に一応の目処がついた2001年4月に、いわば平時における金融の安定確保のための恒久的措置として預金保険法の抜本改正が行われた。この改正では、以下のように、上記の金融再生法および金融機能早期健全化法の基本的枠組みを承継しつつ、金融機関の破綻処理および破綻防止の両面からの制度が整備された。

第一に、破綻した金融機関については、これを円滑に処理する方法として、

①預金保険金支払(ペイオフ)、②資金援助の2つの方式がとられるとの原則が明確化された。前者は、金融機関が破綻した場合に、預金保険機構が破綻金融機関の預金者に対し、1預金者あたり預金元本1000万円とその利息の額を上限として保険金を支払うものである⁽¹³⁾。後者は、破綻金融機関の事業の全部または一部を合併等により承継する受皿金融機関に対し、ペイオフを実施した場合に要するコストの範囲内で資金援助を行うものである。この両方式については、資金援助方式の適用を優先し、預金保険金支払方式の発動は極力回避するとの方針がとられており、実際にも、資金援助方式は多用されたものの、保険金支払方式は長年発動されることはなかったが、2010年9月に破綻した日本振興銀行に対し初めて適用された。

第二に、破綻した金融機関または破綻はしていないものの経営危機に瀕している金融機関について、一定の要件のもとに、上記第一の破綻処理の原則とは異なる例外的な措置として金融危機対応措置が整備された。すなわち、内閣総理大臣は、わが国全体または一定の地域における信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、①資本増強、②ペイオフ・コスト超の資金援助、③特別危機管理の3つの措置のうちいずれかを採ることができることとされた。①資本増強は、破綻には至っていない金融機関について、その自己資本の充実のために、預金保険機構が当該金融機関の株式等の引受けを行うものであり、2003年5月、りそな銀行に対し初めて適用された。②ペイオフ・コスト超の資金援助は、破綻金融機関またはその財産をもって債務を完済することができない金融機関に対し、ペイオフ・コストを上回る資金援助を行うものである。この方式は、2001年4月の預金保険法改正後の恒久的措置として適用された金融機関はない(2001年4月改正前の緊急措置としては木津信用組合の破綻処理

(13) 2003年4月の預金保険法改正により、決済用預金と決済債務はペイオフの対象から除外され全額保護されることとされた。

において初めて適用された後、多くの金融機関に適用された)。③特別危機管理は、破綻金融機関に該当し、かつその財産をもって債務を完済することができない銀行等について、預金保険機構がその株式の取得等を行うもの（「一時的国有化」）である。この方式は、2003年11月に足利銀行に対し初めて適用された（これと同様の趣旨の措置である金融再生法に基づく特別公的管理は日本長期信用銀行と日本債券信用銀行に適用された）。

なお、以上は預金取扱金融機関に関する制度であるが、証券会社および保険会社についても、預金保険制度に倣って、1998年12月に投資者保護基金および保険契約者保護機構が設立され、証券会社や保険会社の経営破綻により証券投資者や保険契約者が不測の損害を被ることを防ぐための制度が整備された。

2-2. 市場型金融危機への対応

2008年9月のリーマン・ショック（米国リーマン・ブラザーズの経営破綻）を契機に世界的に広がった金融危機において、システム上重要な金融機関の破綻が金融市場を通じて世界的に伝播し深刻な影響を及ぼすこととなった。このようないわゆる「市場型金融危機」の経験を踏まえ、金融機関が経営破綻に至った場合においてもその秩序ある処理を可能とする枠組みを整備することの必要性が国際的に認識され、2011年11月のG20サミットで合意がなされた。

こうした国際的な議論を踏まえて、わが国においても、金融審議会で検討が行われ、2013年1月に「金融システム安定化等に資する銀行規制等の見直しについて」と題する報告書が取りまとめられた。これを受けて金融商品取引法等改正法案が国会に提出され、同年6月に成立し公布された（2014年4月1日施行）。同改正法のうち金融機関の秩序ある処理の枠組み整備に関する部分（預金保険法改正）の要点は次のとおりである。すなわち、①内閣総理大臣は、銀行、保険会社およびそれらの持株会社並びに一定の金融商品取

引業者等に対し、i) 預金保険機構による特別監視および資金貸付または特定株式の引受け等(債務超過でない金融機関が対象)、ii) 預金保険機構による特別監視および特定資金援助(債務超過・債務超過のおそれまたは支払停止・支払停止のおそれがある金融機関が対象)の措置が講じられなければわが国の金融市場等に著しい混乱が生じるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことができること、②金融機関の秩序ある処理を実効的かつ迅速に行うため、株主総会の特別決議等に代わる許可、回収等停止要請、破産手続開始申立て等に係る内閣総理大臣の意見、等について預金保険法の関連規定を整備すること、③金融機関は、これら措置に係る費用に充てるため、預金保険機構に対し特定負担金を納付しなければならないこと、等である。

3. 金融機関の健全性確保のための規制・監督

金融機関、とりわけ銀行に代表される預金取扱金融機関の経営の健全性を確保するために種々の規制・監督が行われてきた。1980年代後半のバブル期までは、参入規制、業務分野規制(銀行証券分離等)、価格規制(預金金利、証券手数料等)、商品性規制(金融商品の個別認可等)等、競争を制限する様々な規制により、金融機関の経営破綻の事前防止が図られてきた。しかし、バブル崩壊後は金融機関の経営破綻が不可避となったことを踏まえ、セーフティ・ネットの整備(前記2)と併せて、上記のような競争制限的規制に依存しない規制・監督の体系への転換が行われた。

すなわち、自己資本比率規制等のバランスシート規制、ディスクロージャー規制、それに基づく早期是正措置等、競争制限的でない規制・監督により金融機関経営の健全性確保が図られることとなった。このうち、銀行に対する自己資本比率規制については、1993年銀行法改正によりB I S規制(バーゼルI)の内容が法定された後、2006年度から新B I S規制(バーゼルII)への対応が行われたのに続き、今次の世界的金融危機を踏まえ合意されたバ

ーゼルⅢへの対応も進められている。パーゼルⅢでは、とくに質の高い自己資本の充実、景気循環増幅効果の抑制の観点からの仕組みが導入されるほか、世界の金融システム上重要な金融機関（わが国の3メガバンクも含まれる）に対する規制比率の上乗せ措置も導入されることとなった。

4. バブル融資と銀行取締役の責任

1980年代後半から90年代初めにかけてわが国が経験したバブル経済の背景には、株式投資や不動産投資を支えた銀行等による「バブル融資」があった。1990年代初にバブルが崩壊すると、バブル融資は不良債権と化し、経営を圧迫し破綻に至る銀行が少なからず発生した（前記1）。銀行の経営破綻については、その都度緊急立法により処理されたが、その一環として、バブル融資の実行およびその後の決算処理に関与した取締役に対し、民事・刑事両面での責任追及がなされた。

まず民事責任については、融資の実行という事務を銀行から受任した取締役は、委任事務の処理に当たっては善管注意義務を負い、同義務に違反したときは銀行に対し損害賠償責任を負うこととされているところ、バブル融資の実行に当たった取締役に対し、善管注意義務を果たさなかったとして損害賠償を命じる判決が多く下された（元北海道拓殖銀行頭取等に対する平成20年1月最高裁判決など）。また、バブル期の決算事務を処理した取締役に対し、期末の貸付債権額を過大に見積もり違法な配当を行ったとして、その民事責任を認める判決も見られた（元日本長期信用銀行取締役に対する平成20年7月最高裁決定など）。

一方、刑事責任については、バブル融資を実行した取締役が特別背任罪に問われ、有罪判決が下されるケースが少なからず見られた（元北海道拓殖銀行頭取等に対する平成21年11月最高裁決定など）。なお、決算処理に当たった取締役が違法配当罪および有価証券虚偽報告罪に問われるケースがあり、下級審では有罪判決が下されたものの、最高裁では無罪とされた（元日

本長期信用銀行頭取等に対する平成20年7月最高裁判決、元日本債券信用銀行頭取等に対する平成21年12月最高裁判決)。

このような銀行取締役に対する責任追及の実績と判例法理の形成は、その後の銀行経営の規律付けにつながり、金融の安定化に寄与していると考えられる。

5. 銀行の守秘義務と情報開示

銀行の守秘義務と情報開示のあり方については、かつては銀行間の信用照会や銀行に対する税務調査等に基づく顧客情報の開示の是非が主な問題とされてきたが、バブル崩壊後は、これら従来から見られる問題に加え、バブル融資に関与した銀行に対する責任追及の一環として、当時の社内通達文書のほか、貸出稟議書や自己査定資料等のいわゆる銀行の情報生産活動の成果物や銀行経営に関する大蔵省検査・日銀考査資料の開示の是非が問われるケースが目立つた。また、銀行の顧客情報とりわけ預金者情報に関しても、従来から見られる相続に起因するものに加え、貸金業者に対するいわゆる過払い金請求問題に起因するものが目立つのも近年の特徴と考えられる。

これらの問題については、2000年代に入り多くの最高裁判決が下され、判例法理の形成が進む中で、達観してみると、情報不開示の根拠とされる銀行の守秘義務をより厳格に適用する流れとなっているように思われる。この意味で、近年の判例法理の進展は、金融取引の透明性の向上を通じて金融の安定化に資するものと評価できよう。

6. 金融取引と利用者保護

前記Ⅱ. 1. で概観したように、わが国はビッグバンにより、市場型間接金融を中心とする金融イノベーションを促進し多様なリスクとリターンをの組み合わせからなる金融商品・サービスを国民に幅広く提供することを目指した。それと同時に、これら多様な金融商品・サービスの利用者の保護にも配慮す

ることが欠かせない課題となった。

すなわち、それまでの間接金融に偏重したわが国の金融のもとでは、金融取引の利用者は、その多くが資金の運用対象として極めて低リスクの預金等の金融商品を選択する一方で、ごく少数の者が高リスクの株式等の市場商品に運用するという構図であったが、ビッグバンのもとでは、利用者が多様なリスクを内包する金融商品・サービスへの資金運用を自らの判断と責任で選択できる環境の整備が不可欠となった。

このような問題意識をもとに、1998年6月、新しい金融の流れに関する懇談会は、わが国が目指す新しい金融の利用者として、それまでの社会的な弱者ないし保護の対象としての利用者のみではなく、主体的にリスクを選択できる利用者を念頭において、利用者の自立をサポートできるような法的枠組みを整備することの重要性を指摘した。この提言を踏まえて、2001年4月に金融商品販売法が施行された後、2007年9月には同法の改正および金融商品取引法が制定され施行されたが、そこで重視されたのが、金融商品販売業者の説明義務と金融商品の勧誘の際の適合性原則である。

すなわち、金融商品販売法は、金融商品販売業者に対し、金融商品のリスク等の重要事項を顧客に説明する義務を課し、義務に違反した業者には不法行為責任を負わせることとした。また、金融商品取引法（証券取引法改正）は、顧客の属性（知識、経験、財産状況、契約目的）に照らして不適切な勧誘をしてはならないとの適合性原則を定め、違反した業者に対しては行政上の措置をとることとした。なお、金融商品取引法が定める適合性原則の趣旨は金融商品販売法改正にも反映され、販売業者が履行すべき説明義務として、顧客の属性に照らして顧客に理解されるために必要な方法および程度によるものでなければならないとした。この間、金融機関の説明義務と適合性原則に関しては、判例法理の形成も進み、それが上記立法にも寄与している。

こうした利用者保護に関する法整備と判例法理の形成も金融の安定化に貢献しているものと考えられる。

7. ノンバンク市場の改革

この間、ノンバンク市場における利用者保護および取引の適正化を目的とする重要な改革が行われた。その主要なものとして貸金業規制法等改正とファイナンス・リース取引の基盤整備とを挙げることができる。

前者については、多重債務問題の解決を目的に、貸金業規制法、利息制限法、および出資法が一括して改正され、2010年6月に全面施行された。そのポイントは、いわゆる「グレーゾーン金利」（利息制限法上限金利と貸金業規制法上限金利との差）の解消と「総量規制」（年収を基準とした借入限度額の設定）の導入等である。これらは消費者ローン市場の健全化に一定の効果を発揮したが、他方、貸金業者の淘汰等による市場の急激な縮小や「総量規制」による一律の融資制限等には批判も少なくない。

後者に関しては、実質的に融資と同等の経済的機能を有するファイナンス・リース取引について、会計基準が改定されたほか、リース業者の範囲が拡大された。すなわち、会計基準については、2007年3月に新基準が公表（2008年4月以降に開始する会計年度から適用）された。それまでの旧基準では、一定の条件のもとに貸借取引に準じた会計処理が認められていたが、新基準では、ファイナンス・リース取引の借手は、リース物件とこれに係る債務をリース資産およびリース債務として計上しなければならないとされた。また、リース業者の範囲については、それまでは銀行・保険会社等の本体は排除（子会社は可能）されていたが、2012年4月施行の金融商品取引法等改正により、金融機関本体によるファイナンス・リースの活用が解禁された。

これらのノンバンク市場の改革は、金融の高度化を進める側面とともに金融の安定化に資する側面も有すると捉えることができる。

（図表2）金融システム改革と法制整備

年 月	主 な 立 法 等（立法については原則として施行日ベース）
1971年 4月	預金保険法
1979年 6月	金融制度調査会答申「普通銀行のあり方と銀行制度のあり方について」
1980年 12月	外国為替管理法改正
1982年 4月	新銀行法
1984年 5月	日米円ドル委員会報告書、大蔵省「金融の自由化と円の国際化についての現状と展望」
1985年 6月	金融制度調査会答申「金融自由化の進展とその環境整備」
1991年 5月	証券取引審議会報告書「証券取引に係る基本的制度のあり方について」
6月	金融制度調査会答申「新しい金融制度について」
1992年 4月	商品ファンド法
1993年 4月	金融制度改革法、銀行法改正（B I S規制対応）
6月	特定債権法
1995年 4月	不動産ファンド法
6月	住専処理法、金融機関更生手続特例法、金融機関経営健全性確保法、預金保険法改正
1996年 11月	日本版ビッグバン構想
1997年 6月	金融制度調査会答申「我が国の金融システム改革について」、証券取引審議会報告書「証券市場の総合的改革」
12月	独占禁止法改正
1998年 2月	預金保険法改正、金融機能安定化緊急措置法
4月	金融持株会社等整備法
6月	外国為替管理法改正、新しい金融の流れに関する懇談会「論点整理」
9月	S P C法
10月	債権譲渡特例法、金融再生法、金融機能早期健全化法、預金保険法改正
12月	金融システム改革法
1999年 2月	サービサー法
5月	ノンバンク社債法
7月	金融審議会第一部会「中間整理（第一次）」
12月	金融審議会第一部会「中間整理（第二次）」
2000年 6月	金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」
11月	資産流動化法、投資信託・投資法人法
2001年 4月	金融商品販売法、預金保険法改正
2002年 7月	サービサー法改正
9月	金融審議会答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」 郵政三事業の在り方について考える懇談会「報告書」

	10月	金融庁「金融再生プログラム」
	12月	金融審議会第一部会「証券市場の改革促進」
2003年	3月	貸出債権市場協議会報告書
	4月	預金保険法改正
	7月	金融審議会第一部会「信託業のあり方に関する中間報告書」
	12月	金融審議会第一部会「市場機能を中核とする金融システムに向けて」
2004年	4月	投資事業有限責任組合法改正, 証券取引法改正
	9月	政府閣議決定「郵政民営化基本方針」
	12月	金融庁「金融改革プログラム」, 信託業法改正, 特定債権法廃止
2005年	7月	有限責任事業組合契約法
	10月	債権譲渡特例法改正(動産債権譲渡特例法)
	12月	金融審議会第一部会報告書「投資サービス法(仮称)に向けて」,
2006年	4月	郵政民営化法
	5月	新会社法
2007年	5月	政策金融改革関連法公布
	9月	金融商品取引法, 金融商品販売法改正, 信託法改正, 信託業法改正
	12月	金融審議会第一部会報告書「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」, 同第二部会報告書「銀行・保険会社グループの業務範囲規制の在り方等について」
		貸金業規制法等改正(2010年6月全面施行)
2008年	12月	金融審議会第一部会報告書「信頼と活力ある市場の構築に向けて」
		金融商品取引法改正(プロ向け市場創設, 銀行・保険グループ業務範囲拡大)
2009年	6月	金融商品取引法改正(ファイアーウォール規制見直し, 利益相反管理体制構築)
	12月	金融審議会基本問題懇談会報告書「今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」
2010年	4月	金融商品取引法改正(格付会社規制導入, 金融ADR制度創設, 有価証券店頭デリバティブ取引分別管理義務), 資金決済法
	7月	金融商品取引法改正(金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ)
2012年	10月	郵政民営化法改正法
2013年	1月	金融審議会報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」
2014年	4月	金融商品取引法等改正(金融機関の秩序ある処理の枠組み整備, 銀行出資5%ルール緩和)